

# 常勤役員給与及び退職手当支給規程

平成 13 年 6 月 1 日

改正平成 14 年 4 月 1 日

改正平成 16 年 3 月 19 日

改正平成 19 年 2 月 10 日

改正平成 20 年 6 月 3 日

## (総則)

第 1 条 全国ベビーシッター協会の常勤の役員の給与及び退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

## (給 与)

第 2 条 常勤の理事の給与は、俸給、調整手当、通勤手当及び期末手当とする。

## (俸 給)

第 3 条 常勤の理事の俸給月額は、575,300 円（行政職俸給表(一)10 級の最高号俸）とする。

## (調整手当)

第 4 条 調整手当の月額は、俸給月額に 100 分の 18 を乗じて得た額とする。

## (通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、社団法人全国ベビーシッター協会職員給与規程第 19 条(以下「職員給与規程」という。)の規定を準用する。

## (給与の支給方法及び支給日)

第 6 条 常勤の理事の給与の支払方法及び支給日は、職員給与規程第 3 条及び第 11 条の規定を準用する。

## (新たに常勤の理事となった者の給与)

第 7 条 新たに常勤の理事となった者には、その日から給与（期末手当を除く。以下この条から第 9 条までにおいて同じ。）を支給する。ただし、退職し、又は解任された役

員が即日役員に任命された時は、その日の翌日から給与を支給する。

## (常勤の理事でなくなった者の給与)

第 8 条 常勤の理事が退職又は解任により役員でなくなった時は、その日まで給与を支給する。

2 常勤の理事が死亡した時は、その月まで給与を支給する。

## (給与の日割計算)

第 9 条 前 2 条の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その当月分の給与については、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額を支給する。

## (期末手当)

第 10 条 期末手当の支給及びその額については、職員給与規程第 20 条の規定を準用する。

## (退職手当の支給対象)

第 11 条 退職手当は常勤の理事が退職した場合（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

## (退職手当の額)

第 12 条 退職手当の額は、在職 1 月につき、常勤の理事が退職した日における俸給月額に 100 分の 10 の割合を乗じて得た額と

する。

(在職期間の計算)

第13条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、常勤の理事となった日から起算して、暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

(再任の場合の取扱)

第14条 常勤の理事が任期満了の日又はその翌日において再任されたときは、退職手当の支給については、引き続いて在職したものとみなす。

(端数の処理)

第15条 退職手当の額を算出するに当たり、支給額に100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第16条 第11条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者

(2) 常勤の理事の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第3号に掲げるもののうちにあつては、同号に掲げる順位による。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

附 則

- 1 第4条の規定は、当分の間適用しない。
- 2 この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附則(平成19年2月10日改正)

- 1 第12条中の「100分の18」を、当分の間「100分の12」とする。
- 2 この規程は、平成19年3月31日から適用する。

附則(平成20年6月3日改正)

- 1 この規程は、平成20年6月3日から適用する。

社団法人 全国ベビーシッター協会

## 常勤役員給与及び退職手当支給規定

社団法人 全国ベビーシッター協会